## サービス等利用計画に関する専門研修

一サービス等利用計画と相談支援専門員の役割一

社会福祉法人 ちいろば会 富田 忠一

## サービス等利用計画案に基づく支給決定へ

- ・ サービス利用の目的(達成目標)
- サービスの種類
- サービスの量
- ・サービスの評価の時期
- ・サービス提供における注意点 などを文書化し、市町村がその他の 勘案事項とともに勘案のうえ支給決定を行う

⇒ サービス等利用計画はなぜ、必要?

# これまでのサービス提供は・・・

利用者Oさん Oさんの想いや都合







グループホーム A事業所

A事のアセスメントと モニタリング

A事の個別支援計画

日中活動 B事業所

B事のアセスメントと モニタリング

B事の個別支援計画

移動支援 C事業所

C事のアセスメントと モニタリング

C事の個別支援計画

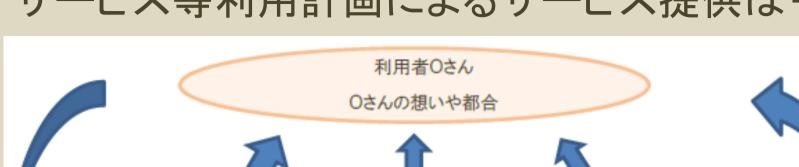
# 個々の主観によるサービス提供

- 各事業所によって、バラバラの利用者像
- 各事業所毎の整合性のない支援計画による サービス提供
- 各事業所によって、バラバラの評価



サービス利用による効果や課題が明らかに ならないまま、漫然とサービス提供が継続

## サービス等利用計画によるサービス提供は・・・



#### グループホーム A事業所

SV利用計画に基づく アセスメントとモニタリング SV利用計画に基づく 個別支援計画

#### 日中活動 B事業所

SV利用計画に基づく アセスメントとモニタリンク SV利用計画に基づる 個別支援計画

#### 移動支援 C事業所

SV利用計画に基づく アセスメントとモニタリング SV利用計画に基づく 個別支援計画



#### 特定相談支援(障害児相談支援)事業 X事業所

利用者Oさんはじめ関係機関からの情報を総合的に判断したアセスメントとモニタリング

利用者Oさんの想いを反映して設定した目標に対して 各サービス事業所がどんな目標に対してどのような支援を 提供していくのか総合的に示したサービス等利用計画

## 計画に基づく適正なサービス利用へ

- 関係機関の情報を統合することにより、利用 者像やその背景が明らかに
- サービス等利用計画に基づく整合性のある 支援計画とそれに基づくサービス提供へ
- ・各事業所の主観ではなく、SV計画に示され た到達目標の達成度等による具体的評価



サービス提供による効果や課題が明らかになり、サービスの質の向上にも効果が期待

## サービス利用者の主体的な暮らしの実現に

- ・利用者の想い描く生活の実現にむけて
  - → 利用者のなりたい自分を文書化する
- •利用者が経験したい内容を具体的に
  - → 失敗の経験も含めて
- 利用者が必要とする支援の内容を具体的に
  - → 本当に受けたい(必要な)支援を文書化する



利用者が必要な支援(合理的配慮)を得るための 重要なツールとして認識することが重要

# 計画相談のながれとその意味

サービス担当者会議を実施

障 支給決定により確定\_ 定期間毎のモニタリン 害支援 サ 申請·受付 ス等利用計画案 支給決定 -ビス利用 区 分 の見直-の 定

> 支給決定時からの ケアマネジメントを開始

### サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切な サービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、 当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

### 指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

・障害者の心身の状況

- その置かれている環境
- 日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- その他



ゲービス等利用計

・生活に対する意向

- ・総合的な援助の方針
- 解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健 医療サービス、その他の福祉 サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

> 複数サービスに共通 の支援目標、複数 サービスの役割分担、 利用者の環境調整等、 総合的な支援計画を 作る。

### サービス事業者



アセスメント

- 置かれている環境
- ・日常生活の状況
- 利用者の希望する生活
- 課題
- その他

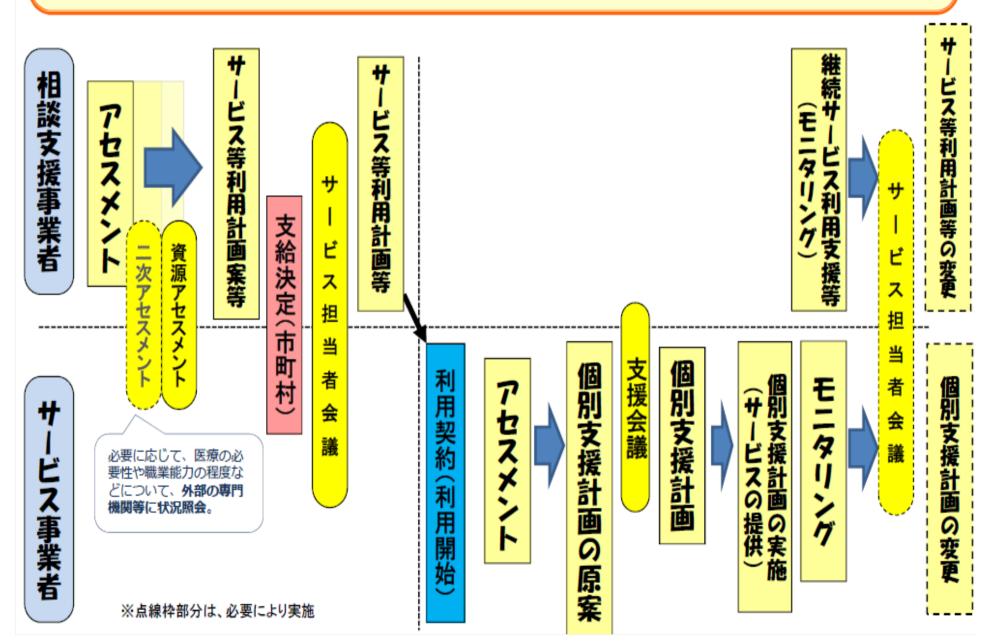


個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、 自らの障害福祉サービス事業 所の中での取組について具体 的に掘り下げて計画を作成する よう努める。

3

### 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と 障害福祉サービス事業者の関係



### 一般相談と計画相談

### (1)相談支援体制の整理

改正法では、従来、複雑に入り組んでいた相談支援の体系が整理されました。

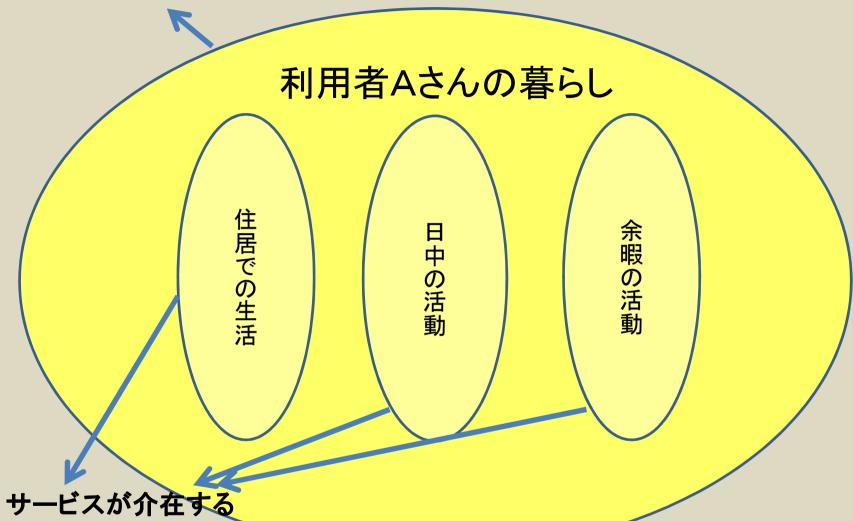
まず、利用が低調であったサービス利用計画作成のための相談支援は、「特定相談支援事業」における「計画相談支援」として位置付けられました。また、地域移行及び地域定着のための相談支援事業が「一般相談支援事業」における「地域相談支援」として位置付けられました。さらに、障害児が児童発達支援センター(障害児通所支援施設)等を利用する際の計画作成についても「障害児相談支援事業」として給付の対象となりました。

一方、こうした計画作成に至るまでに不可欠な、専門性に 裏打ちされた相談は、「基本相談支援」として各事業のベー スに位置づけられました。

### 図表1 障害者自立支援法改正後の相談支援の体系 サービス等利用計 画の作成 相談支援 特定相談支援 計画相談支援 サービス利用支援 改正自立支援法 【市町村指定】 支給決定前 継続サービス利用 基本相談支援 支援 モニタリング 地域相談支援 一般相談支援 地域移行支援 住居の確保等 【都道府県指定】 (同行支援) 基本相談支援 地域定着支援 単身等緊急対応

サービス等利用計画サポートブック p2より

### サービス等利用計画に盛り込むべき内容



サービスが介在する 場合、個々のサービス 事業所における個別支援計画 に盛り込むべき内容

## サービス等利用計画の作成と評価

「計画相談支援」におけるサービス等利用計画は、ケアマネジメント手法を活用し、障害者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるために作成するものです。

- 1. 利用者の地域生活における総合的視点
  - サービス利用に伴う内容だけに留まらず、 当該利用者が地域生活全般において、 必要とする支援を総合的に記載する
  - •インフォーマルな支援
  - •経済的、権利擁護にかかわる支援

- 2. (本人や家族が)生活主体者としての視点
  - •本人の想いや願いを実現するための計画
  - 支援を受ける内容だけでなく、本人や家族が行う(行える)ことも具体的に
  - ・支援が入ることによって、どのような変化が 期待できるのかを具体的に
  - ・本人の暮らしの質(主体性)が向上すること を目的に

- 3. チーム支援としての視点
  - いつ、だれが、なにをするのか
  - それぞれの役割が示されているか
  - ・ 達成のイメージが共有できているか
  - ・個々の情報が共有できでいるか
  - それぞれの責任を自覚できているか
  - ・相談専門員がチームリーダーとして機能 しているか

# 計画相談における相談員の役割

利用者の地域生活支援における 支援チームリーダーとしての自覚と責任

個人の主観に走らず、個々のサービス担当者 (サービス管理責任者)や一般相談支援事業所 との連携が重要

相談支援の実践から地域課題を見いだし、 地域社会の改善への行動を